

『IPO・内部統制実務士資格公式テキスト  
ここから始めるIPO・内部統制の基本〈第2版〉』  
(一般社団法人日本経営調査士協会 [監修])  
IECグローバル株式会社/合同会社JMCA [編])  
お詫びと訂正のお知らせ

本書において、下記のとおり誤りがございました。読者の皆さまにご迷惑をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、本書をご利用くださいますようお願い申し上げます。

【第1刷をお持ちの方】

頁	訂正箇所	誤	正	
73	図表 2-13 中, 「ROIC」の「資本構成(株主資本に対する負債の比率)による影響」の欄	負債比率の影響を受ける	負債比率の影響を受けない	
110	図表 3-6 中, 「訂正届出書①提出」の左側	ロードショー結果の集計・協議 <u>ロードショー結果の集計・協議</u>	ロードショー結果の集計・協議  (重複しているため片方を削除)	
	図表 3-6 中, 「訂正届出書②提出」の右側	公募・売出し <u>価格と株数の協議・決定</u>	公募・売出しの <u>募集期間</u>	
136	<b>誤</b>			
	<b>図表 4-5 機関設計に関するガバナンス機能充実(例)</b>			
	<b>機関設計</b>	<b>監査役会設置</b>	<b>監査等委員会設置</b>	<b>指名委員会等設置</b>
	取締役・経営陣の選任・解任に関する <u>ガバナンス機能の充実</u>	①取締役・経営陣の選任・解任に関する任意の指名委員会の設置 ②任意の指名委員会の審議事項・方針等を制定し公表 ③役員・経営陣に求め	①取締役・経営陣の選任・解任に関する任意の指名委員会の設置 ②任意の指名委員会の審議事項・方針等を制定し公表 ③役員・経営陣に求め	①役員・経営陣に求められる資質・要件・役員等の教育の基本方針等をガイドライン等として制定 ②取締役会が取締役・ <u>監査役候補者の指名</u>

	<p>られる資質・要件・役員等の教育の基本方針等をガイドライン等として制定</p> <p>④取締役会が取締役・監査役候補者の指名や経営陣幹部の選任・解任を行う際の基本方針・手順を制定し公表</p>	<p>られる資質・要件・役員等の教育の基本方針等をガイドライン等として制定</p> <p>④取締役会が取締役・<u>監査役</u>候補者の指名や経営陣幹部の選任・解任を行う際の基本方針・手順を制定し公表</p>	<p>や経営陣幹部の選任・解任を行う際の基本方針・手順を制定し公表</p>
<p>取締役・経営陣の評価・報酬に関する<u>ガバナンス機能の充実</u></p>	<p>①任意の報酬委員会の設置</p> <p>②任意の報酬委員会による役員報酬決定方法の検討と取締役会の諮問への答申</p> <p>③役員報酬方針・決定方法・基準等を制定し公表</p> <p>④取締役、<u>監査役</u>の評価において、任意の報酬委員会に加えて監査役会も評価を行う</p>	<p>①任意の報酬委員会の設置</p> <p>②任意の報酬委員会による役員報酬決定方法の検討と取締役会の諮問への答申</p> <p>③役員報酬方針・決定方法・基準等を制定し公表</p> <p>④取締役、<u>監査役</u>の評価において、任意の報酬委員会に加えて<u>監査役会</u>も評価を行う</p>	<p>①役員報酬方針・決定方法・基準等を制定し公表</p> <p>②<u>取締役、監査役の評価</u>において、<u>任意の報酬委員会に加えて監査役会も評価を行う</u></p>
<p><u>監査に関するガバナンス機能の充実</u></p>	<p>①業務執行を行う執行役員を配置して一部の業務執行権限を委譲し取締役は業務執行の管理監督に注力することにより監督機能を充実させる</p> <p>②取締役会が企業価値向上・コーポレートガバナンス向上に機能しているか、取締役・監査役が自己評価を行ったうえで客観的分析と協議により</p>	<p>①常勤の監査等委員を設置</p> <p>②業務執行を行う執行役員を配置して一部の業務執行権限を委譲し取締役は業務執行の管理監督に<u>注力</u>することにより監査機能を充実させる</p>	<p>①常勤の監査委員を設置</p> <p>②<u>監査委員会細則にて監査委員会の決議事項・報告事項を明文化し公表</u></p>

	企業価値向上等の改善に取り組むプロセスを制定し公表		
<b>正</b>			
<b>図表 4-5 機関設計に関するガバナンス機能充実（例）</b>			
<u>統治機能を補充する 取り組み</u>	<u>監査役会設置</u>	<u>監査等委員会設置</u>	<u>指名委員会等設置</u>
取締役・経営陣の選任・解任に関する <u>統治機能</u> の充実	①取締役・経営陣の選任・解任に関する任意の指名委員会の設置 ②任意の指名委員会の審議事項・方針等を制定し公表 ③役員・経営陣に求められる資質・要件・役員等の教育の基本方針等をガイドライン等として制定 ④取締役会が取締役・監査役候補者の指名や経営陣幹部の選任・解任を行う際の基本方針・手順を制定し公表	①取締役・経営陣の選任・解任に関する任意の指名委員会の設置 ②任意の指名委員会の審議事項・方針等を制定し公表 ③役員・経営陣に求められる資質・要件・役員等の教育の基本方針等をガイドライン等として制定 ④取締役会が取締役・ <u>監査等委員</u> 候補者の指名や経営陣幹部の選任・解任を行う際の基本方針・手順を制定し公表	①役員・経営陣に求められる資質・要件・役員等の教育の基本方針等をガイドライン等として制定 ② <u>指名委員会</u> が取締役候補者の指名や経営陣幹部の選任・解任を行う際の基本方針・手順を制定し公表
取締役・経営陣の評価・報酬に関する <u>統治機能</u> の充実	①任意の報酬委員会の設置 ②任意の報酬委員会による役員報酬決定方法の検討と取締役会の諮問への答申 ③役員報酬方針・決定方法・基準等を制定し公表 ④取締役の評価において、任意の報酬委員	①任意の報酬委員会の設置 ②任意の報酬委員会による役員報酬決定方法の検討と取締役会の諮問への答申 ③役員報酬方針・決定方法・基準等を制定し公表 ④取締役（ <u>監査等委員を除く</u> ）の評価におい	①役員報酬方針・決定方法・基準等を制定し公表

		会に加えて監査役会も評価を行う	て、任意の報酬委員会に加えて <u>監査等委員会</u> も評価を行う	
	<u>監査機能の充実</u>	①業務執行を行う執行役員を配置して一部の業務執行権限を委譲し取締役は業務執行の管理監督に注力することにより監督機能を充実させる ②取締役会が企業価値向上・コーポレートガバナンス向上に機能しているか、取締役・監査役が自己評価を行ったうえで客観的分析と協議により企業価値向上等の改善に取り組むプロセスを制定し公表	①常勤の監査等委員を設置 ②業務執行を行う執行役員を配置して一部の業務執行権限を委譲し取締役は業務執行の管理監督に <u>専念</u> することにより監査機能を充実させる	①常勤の監査委員を設置
頁	訂正箇所	誤	正	
153	16行目	m. 健康診断 <u>官益</u> 資料（健康診断個人票等）	m. 健康診断 <u>関係</u> 資料（健康診断個人票等）	
160	下から8行目	(A) Aから <u>前</u> Eまでに掲げる者	(A) AからEまでに掲げる者	
167	図表 5-9 中、「監査役監査」の「監査結果の報告」の欄	株主	<u>代表取締役</u> ・株主	
	図表 5-9 中、「会計監査人監査」の「監査結果の報告」の欄	株主	<u>取締役会</u> ・株主	
174	図表 5-13 中、「〈総務関係規	・ <u>印象</u> 管理規程	・ <u>印章</u> 管理規程	

	程)』		
203	下から 5 行目	<u>税務報告</u> に対する影響	<u>財務報告</u> に対する影響
	下から 3 行目	重要な <u>業</u> 拠点の選定	重要な <u>事業</u> 拠点の選定
277	Point (上)	複数の人間や部署を業務に関与させることが重要 <u>複数の人間や部署を業務に関与させることが重要</u>	複数の人間や部署を業務に関与させることが重要  (重複しているため片方を削除)

以上